

熟年者支援について

1 調査項目

- (1) 健康の維持増進に関する事項
- (2) 生きがいの場充実に関する事項
- (3) 介護支援の充実に関する事項

2 特別委員会の設置及びその定数

本調査のため地方自治法（昭和22年法律第67号）第110条第1項に基づく江戸川区議会委員会条例（昭和31年9月江戸川区条例第7号）第4条第1項の規定により、本議会に「熟年者支援特別委員会」を設置するものとし、同第4条第2項の規定により、当該特別委員会の定数を12人とする。

3 継続調査

本調査は議会閉会中も調査できるものとし、議会が本調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。

(説明)

区民の平均年齢が23区中最も低い本区も年々高齢化率が上昇している。

熟年者が生涯にわたって地域で安心していきいきと暮らしていくためには、健康を維持増進できる態勢整備に加え、日々の生活に生きがいと充実感が感じられる環境整備が必要と考える。また、制度発足後12年目を迎え、老後の安心を支えるしくみとして定着してきた介護保険のサービス需要の高まりに対し、基盤整備や地域のネットワークづくりが求められるところである。

よって、これらの諸方策を調査研究するため、本案を提出する。